

フォルトファインダープロトライアル 申込書

株式会社 Too 御中

私(以下「申込者」)は、裏面の利用規約、個人情報に関する取扱いその他本申込書に記載の内容に同意の上、大和サービス株式会社(以下「大和サービス」)が開発した文字検版支援ソフトウェア「フォルトファインダープロ」(以下「対象ソフトウェア」)のトライアル版(以下「トライアル版ソフトウェア」)の使用並びに株式会社 Too(以下「Too」)が提供するトライアル版ソフトウェアのサポートサービス(以下「サポートサービス」)を、以下の通り申し込みます。

申込日	西暦			
●申込者様情報	₹			
フリガナ				
申込者名 (法人名または 個人事業所名)				社印
	郵便番号	都 道 府 県	市 区町 村	
住 所				
	TEL:	FA	AX:	
¬114%1			1 1	
フリガナ			役職名	
担当者氏名			部署名	
メールアドレス				

■個人情報に関する取扱いについて

本申込書に基づき開示された申込者の個人情報は、Too が管理し、以下の目的にのみ利用させていただきます。

- ・対象ソフトウェアに関する情報提供等取引全般
- ·Too および関連会社の営業活動における資料として
- ・お問い合わせ、お申込みに対する対応
- ・サービス向上を目的としたアンケートご協力のお願い
- ・業務上の連絡
- ・各種情報提供の源泉として



申込書送付先 FAX: 03-6757-3151

株式会社 ТОО ソリューションサービス部 宛

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 3-4-7 虎ノ門 36 森ビル TEL: 03-6757-3150

利用規約

- 1. 申込者は、大和サービスが指定するウェブサイト上において、大和サービスが定めるトライアル版ソフトウェアに関する使用許諾条件(以下「使用許諾契約」)に同意することにより、トライアル版ソフトウェアをダウンロードすることができるものとします。
- 2. Too は、申込者が次の各号の事由に該当する場合には申込みを承諾しないことがあります。この場合には、Too は申込者に対しその旨を通知します。
- 1) 申込書に虚偽の事実を記載したとき
- 2) 申込者が第12項に定める反社会的な団体である場合、もしくはその構成員および周辺関係者であると判断されるとき
- 3)Too の審査により申込者がトライアル版ソフトウェアの使用に適さないと判断したとき
- 4) 前各号のほか、Too の業務遂行上支障がある場合、またはそのおそれがあると合理的に判断されるとき
- 3. 申込者は、申込者がトライアル版ソフトウェアをダウンロードした日より 14 日間(以下「試用期間」)に限り、ダウンロードしたトライアル版ソフトウェアを、申込者が使用する 1 台のコンピュータにインストールの上、使用することができるものします。
- 4. 申込者は、試用期間が終了した場合、直ちにインストールしたトライアル版ソフトウェア(バックアップデータも含む) を破棄するものとします。
- 5. 申込者は、試用期間中に限り、Tooより下記に定めるサポートサービスの提供を受けることができるものとします。なお、サポートサービスの提供は無償とします。

記

■サポートサービス内容

- ・トライアル版ソフトウェアの操作方法の説明
- ・トライアル版ソフトウェアの故障の修理を目的とした助言および故障の修理。ただし、トライアル版ソフトウェアの故障の修理について Too が負う責任は、動作環境を満たす申込者の機器にトライアル版ソフトウェアを再インストールすることを限度とします。
- 6. Too は、前項のサポートサービスを、申込者の要請があった場合に限り、Too の判断において次に定める実施形態にて実施します。
 - 1) 電話または E メールによる助言
 - 2) 訪問修理
- 7. Too は、ソフトウェアのプログラム上のバグ等(ソフトウェアの機能不全、性能不全等)のトライアル版ソフトウェアのプログラム上の瑕疵については、一切責任を負わないものとします。
- 8. トライアル版ソフトウェアをインストールする申込者のコンピュータ等機器等(以下「契約機器等」)に記録されているデータ(以下「申込者データ」)については、申込者の責任においてバックアップを行うものとします。
- 9. Too のサポートサービスの遂行、或いは、トライアル版ソフトウェアに起因し、契約機器等に記録されているプログラム、申込者データ等が滅失、破損した場合については、Too はその責を負わないものとします。
- 10. Too のサポートサービス遂行に伴い、直接的もしくは間接的に発生した申込者の損害については、Too はなんらの賠償責任を負わないものとします。
- 11. トライアル版ソフトウェアに起因し申込者に生じた損害については、申込者は、使用許諾契約の規定により大和サービスとの間で賠償問題を解決するものとし、Too は一切責任を負わないものとします。
- 12. 申込者は、自己及び自己の役員が、トライアル版ソフトウェアの申込み前及び試用期間中を通じ、以下に定める者に該当しないこと並びに以下に定める者と関係を持たないことを表明し保証します。
- 1) 暴力団、暴力団関係企業、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標榜ゴロ等、特殊知能暴力集団等又は暴力主義的破壊活動を行った団体等若しくは行うことを目的としている団体等
- 2) 日本及び米国、国際機関等の経済制裁又は通商禁止令その他の法令等によって、法人その他の団体又は個人が取引することを禁止又は制限された者
- 3) 前各号に掲げる者の他、次項各号に掲げる行為を行う者その他反社会的活動を行う者
- 4) 前各号に掲げる者が経営に関与している団体等又は前各号に掲げる者若しくはその者が構成する組織の維持・運営に協力し若しくは関与する者
- 5) その他、前各号に掲げる者に準ずると一般的に判断される者